

SPODフォーラム2017

学務系職員の基礎力講座 －教職協働における事務職員の役割－

平成29年8月25日（金）13:00～15:00

徳島大学 学務部
三好信幸, 福川利夫, 宮川純子

1

本プログラムの到達目標

- ▶ 1. 高等教育政策の概要及び関係法令と学内諸規定との関連を説明することができる。
- ▶ 2. 教職協働における現状を把握し、課題を明確にできる。
- ▶ 3. 業務改善への意識をもつことができる。

2

1. 高等教育政策の概要及び関係法令と学内諸規定との関連を説明することができる

- ▶ 大学の事務職員・事務組織に関する法令上の規定
- ▶ 教職協働に関する法令上の規定
- ▶ 教育関係法令の理解
- ▶ 主な審議会答申等
- ▶ 教育関係で使われている用語

3

大学の事務職員・事務組織に関する法令上の規定

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に準用する。

第三十七条 ①～⑬（略）

⑭ 事務職員は、事務に従事する。

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

②～⑩（略）

○大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）（抄）

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

4

教職協働に関する法令上の規定

大学設置基準等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第17号）平成29年4月1日施行

【新設】

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

【改正】

（事務組織）

第四十一条 大学は、その事務を遂行（旧：処理）するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。

5

大学設置基準等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第17号）平成29年4月1日施行

今回の改正は、大学が行う業務が複雑化・多様化する中、大学運営の一層の改善に向けては、**事務職員・事務組織等がこれまで以上に積極的な役割を担い、大学総体としての機能を強化し、総合力を発揮する必要があること**、また、大学教員を取り巻く職務環境の変化も踏まえ、**教員・事務職員等の垣根を越えた取組が一層必要となっており、各大学が教員と事務職員等とが連携協力して業務に取り組む重要性を認識し、教職協働の取組を進めていく必要があること**から、大学の事務組織に係る規定の改正及び教職協働に係る規定の新設等を行うものです。

※国際連携教育課程制度に係る改正については割愛しています。

6

教育関係法令の理解

法令とは、一般に、法律（国会が制定する法規範）と命令（行政機関が制定する法規範）を合わせて呼ぶ法用語です。

命令には、政令、府省令などがあります。

法令には、種類毎に優劣関係があり、上位の法令が優先され、上位の法令に反する下位の法令は効力を持たないことになっております。

なお、優劣関係は、次のようになっています。

憲法 > 法律 > 政令 > 府省令

※学務系職員は、学校教育に関係する法令だけでなく、保健安全、資格取得（教員免許、医療従事者、社会教育主事、学芸員等）、個人情報、著作権等の法令等も熟知しておく必要があります。

※現行法令Web（法令検索システム）

7

憲法、法律、命令（政令、府省令）

○**憲法** 国家の基本秩序を定める根本規範

○**法律** 国会の議決により成立する成文法

教育基本法は、教育についての原則を定めた日本の法律

学校教育法は、学校教育制度の根幹を定める日本の法律

○**命令** 行政機関が制定する成文法の総称。法律の範囲内において定められる。

政令、府省令、その他の命令の3種がある。

・**政令** 内閣が制定する成文法。法律の実施に必要な細則や法律が委任する事項を定める。

学校教育法施行令は、学校教育法に基づいて定められた政令であり、義務教育に関する規定と認可、届出、指定に関する規定を主に行う。学校教育法は、大半を文部科学省省令に委任しているため同省令である学校教育法施行規則が参照される機会が多い。

・**府省令** 各府・省大臣が発する成文法

学校教育法施行規則は、学校教育法、学校教育法施行令の下位法として定められた文部科学省が所管する省令である。

大学設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準を定めた文部科学省の省令である。

8

法令以外に告示，通達がある。

○告示

公の機関が，指定・決定に基づいてその機関の所掌事務について，一般に知らせる事項である。官報に登載される。その目的はさまざまであるが，府省令の委任により大臣が一定の事項を定めるべき場合などは告示の形で定められ，この場合には法令としての効力を有する。代表的な例として文部科学大臣告示の形式をとる「学習指導要領」がある。

○通達

上級機関が下級機関に対して，その機関の所掌事務について示達するため発翰（はっかん）する公文書のこと。法令の解釈等を示すものとして，当該法令を所管する省庁が下級機関に対して発翰することが多い。ただし，あくまで行政機関内部の文書であることから，通達で示された法令の解釈は司法の判断を拘束しないが，行政解釈を知る手段として重視される。

大学等の規則との関係－徳島大学学則の例－

○徳島大学学則（抄）

（大学以外の教育施設等における学修）

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は，前条第2項（第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 略

○大学設置基準（抄）

（大学以外の教育施設等における学修）

第二十九条 大学は，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，当該大学における授業科目の履修とみなし，大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は，前条第一項及び第二項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位を超えないものとする。

○平成三年文部省告示第六十八号（大学設置基準第二十九条第一項の規定による大学が単位を与えることができる学修）

（略）

高等教育政策 主な審議会答申等(1)

※文部科学省の政策・審議会（文部科学省ホームページ）

（平成17年1月28日中央教育審議会答申）我が国の高等教育の将来像

- ・ 入学者選抜・教育課程の改善，「出口管理」の強化
- ・ 留学生交流の促進・充実
- ・ 教養教育や専門教育等の総合的な充実
- ・ 大学院教育の実質化
- ・ 学生支援の充実・体系化 等

（平成17年9月5日中央教育審議会答申）新時代の大学院教育－国際的に魅力ある大学院教育の構築に向けて－

- ・ 課程制大学院制度の趣旨に沿った教育課程と研究指導の確立
- ・ 産業界，地域社会党多様な社会部門と連携した人材養成機能の強化
- ・ 学修・研究環境の改善及び流動性の拡大
- ・ 国際的な通用制，信頼性の向上のための方策 等

高等教育政策 主な審議会答申等(2)

（平成20年4月18日中央教育審議会答申）教育振興基本計画について－「教育立国」の実現に向けて－

今後5年間に総合かつ計画的に取り組むべき施策

- ・ 社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する
- ・ 世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに，大学院教育を抜本的に強化する
- ・ 大学等の国際化を推進する
- ・ 国公私立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する
- ・ 大学教育の質の向上・保証を推進する
- ・ 大学等の教育研究を支える基盤を強化する 等

（平成20年12月24日中央教育審議会答申）学士課程教育の構築に向けて

- ・ 学士課程教育における方針（学位授与の方針，教育課程の編成・実施の方針（教育課程の体系化，単位制度の実質化，教育方法の改善，成績評価），入学者受入れの方針）の明確化
- ・ 各専攻分野を通じて培う学士力
- ・ 学士課程教育の充実を支える学内の教職員の職能開発 等

高等教育政策 主な審議会答申等(3)

(平成23年1月31日中央教育審議会答申) グローバル化社会の大学院教育～世界の多様な分野で大学院修了者が活躍するために～

- ・学位プログラムとしての大学院教育の確立
- ・グローバルに活躍する博士の養成
- ・専門職大学院の質の向上 等

(平成24年6月文部科学省) 大学改革実行プラン

～社会の変革のエンジンとなる大学づくり～

社会との関わりの中で、新しい大学づくりに向けた改革を迅速かつ強力に推進する。

- ・激しく変化する社会における大学機能の再構築
- ・大学機能の再構築のための大学ガバナンスの充実・強化

13

高等教育政策 主な審議会答申等(4)

(平成24年8月28日中央教育審議会答申) 新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～

大学の学位授与方針(育成する能力の明示)の下、改革サイクルを確立

体系的な教育課程(P)⇒教員同士の役割分担と連携による組織的な教育(D)⇒アセスメント・テストや学修行動調査(学修時間等)等の活用による、学生の学修成果、教員の教育活動、教育課程にわたる評価(C)⇒教育課程や教育方法等の更なる改善(A) 等

(平成25年4月25日中央教育審議会答申) 第2期教育振興基本計画について

- ・我が国における今後の教育の全体像
- ・今後5年間に実施すべき教育上の方策～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～
- ・施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

14

高等教育政策 主な審議会答申等(5)

(平成26年12月22日中央教育審議会答申) 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～すべての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～

- ・大学教育の質的転換の断行

高等学校教育で培われた「生きる力」「確かな学力」をさらに発展・向上させるよう、教育内容、学習・指導方法、評価方法、教育環境を抜本的に転換 等

(平成29年3月6日中央教育審議会へ諮問) 我が国の高等教育に関する将来構想について

中長期観点から、概ね2040年頃の社会を見据えて、目指すべき高等教育の在り方やそれを実現するための制度改正の方向性などの高等教育の将来構想について審議依頼されている。

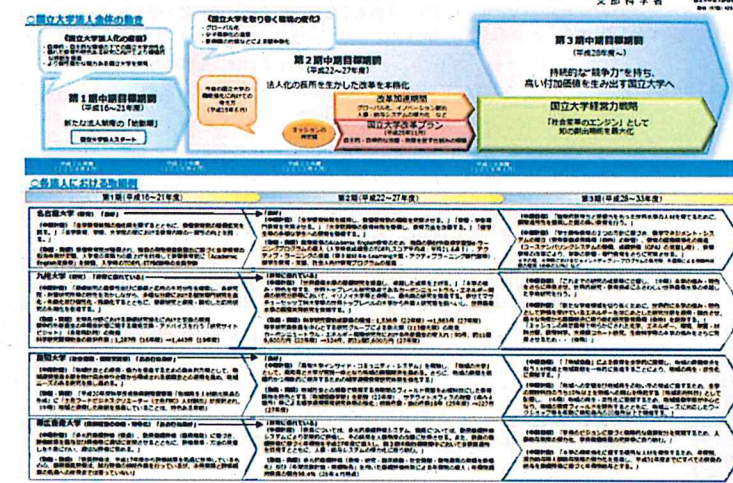
15

高等教育政策 主な審議会答申等(6)

※文部科学省等の会議情報

国立大学法人評価委員会

国立大学法人の第1期中期目標期間から第3期中期目標期間に向けた取組の高度化について 資料4 文部科学省



16

文部科学省以外の高等教育政策

▶ 教育再生実行会議

21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進する必要があります。このため、「教育再生実行会議」を開催しています。

▶ 地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議

「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016 改訂版）」（平成 28 年 12 月 22 日閣議決定）に基づき、地方を担う多様な人材を育成・確保し、東京一極集中の是正に資するよう、地方大学の振興、地方における雇用創出と若者の就業支援、東京における大学の新增設の抑制や地方移転の促進等についての緊急かつ抜本的な対策を検討し、結論を得るため、「地方大学の振興及び若者雇用等に関する有識者会議」を開催する。

17

教育関係で使われている用語

【ファカルティ・ディベロップメント（FD）】【スタッフ・ディベロップメント（SD）】【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー：DP）】【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー：CP）】【入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー：AP）】【セメスター制】【シラバス】【ナンバリング】【カリキュラムマップ】【カリキュラムチェックリスト】【アクティブ・ラーニング】【反転授業】【ルーブリック】【ラーニング・ポートフォリオ】【ティーチング・ポートフォリオ】【学修行動調査】【アセスメント・ポリシー】【アセスメント・テスト（学修到達度調査）】【コンピテンシー】【キャップ（CAP）制】【グレード・ポイント・アベレージ（GPA）制度】【PBL（課題解決型学習と問題解決型学習の2つの学習がある。）】【インターンシップ】【大学ポートレート】【インスティテュショナル・リサーチ（IR）】【オフィスアワー】【ダブル・ディグリー】【ジョイント・ディグリー】【ラーニング・コモンズ】【ティーチング・アシスタント（TA）】【ピアサポート】【パソコンテイク】【ワーク・スタディ】【デザイン思考】【アントレプレナーシップ】

など ※用語集（大学改革支援・学位授与機構HP）

18

2. 業務改善への意識をもつことができる。

ゲームの進め方

▶ 役割を決めて着席（5分）

5人で役割（部長は指名）を決めて、着席。自己紹介する。

▶ ルール説明（3分）

ルール説明を聞く。

▶ ゲームをする（15分）

グループでゲームをする。

▶ ゲーム終了

▶ 振り返り用紙の記入とグループ内での分かち合い（10分）

振り返り用紙に各自記入し、気づいたことなどをグループ内で共有する。

まとめ（7分）

19

3. 教職協働における現状を把握し、課題を明確にできる。

（再掲）

大学設置基準等の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第17号）

【新設】

（教員と事務職員等の連携及び協働）

第二条の三 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。

20

WSの進め方

- ・各自、自大学における教育改革や学生支援等における教職協働の現状と課題について、考えて見よう・・・

- ・各グループで司会、発表者の決定



- ・各個人毎に現状と課題を1枚のポストイットに1項目ずつ記入



- ・自分の意見を発表し、模造紙に貼る。(同意見は重ねて貼る。)



21

- ・各グループで、それぞれの意見を整理・分類してまとめ、表題を付ける。



- ・課題解決のアイデアを話し合い、グループの意見をまとめる



- ・グループ毎の発表



22